



伊勢市立大世古保育所  
移管先募集要項

平成29年12月

三重県伊勢市健康福祉部

## 伊勢市立大世古保育所移管先募集要項

平成 26 年 12 月に策定した「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」に基づき、伊勢市立大世古保育所の移管先を次のとおり募集します。

### 1 施設の概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 施設の名称 | 伊勢市立大世古保育所  |
| (2) 所在地   | 伊勢市大世古 4 丁目 2 番 13 号                                  |
| (3) 建物構造等 |   |
| ア 完成年月    | 昭和 50 年 3 月（昭和 53 年 2 月一部増築、平成 25 年 3 月一部増築）          |
| イ 敷地面積    | 2,735 m <sup>2</sup>                                  |
| ウ 建物面積    | 建築面積 843.08 m <sup>2</sup> 延床面積 843.08 m <sup>2</sup> |
| エ 構造      | 鉄骨造平屋建（一部木造）  |

### 2 移管条件

- (1) 移管年月日は平成 31 年 4 月 1 日とし、移管年月日に事業開始できるよう保育所の認可を受けることとします。認可が受けられない場合は、契約を解除します。
- (2) 建物は無償譲渡とし、保育以外の用途に使用することを禁止します。
- (3) 建物について、次の場合は市に協議することとします。
  - ア 保育所を廃止するとき
  - イ 大規模改修または無償貸付する土地に増改築をするとき
  - ウ 建物（設備・備品付帯工作物含み）を貸付けするとき
  - エ 備品付帯工作物を廃棄・撤去するとき
- (4) 土地は無償貸付としますが、次の場合は契約を解除します。
  - ア 保育以外の用途に供したとき
  - イ 市の承諾を得ずに土地の形状・形質を変更したとき
  - ウ 土地を転貸したとき
  - エ 市の承諾を得ずに土地上の建物の増改築を行ったとき
  - オ 市の承諾を得ずに土地上の建物の抵当権の設定を行ったとき
  - カ 契約を継続しがたい重大な背信行為があったとき
- (5) 現在使用している保育所備品については、市と協議の上、無償譲渡を受けることも可能です。
- (6) 平成 36 年 3 月 31 日までに、既存園舎を解体し、新園舎を建設することとし、建設地については、現在地もしくは厚生小学校区内とします。

### 3 保育内容

移管後の保育所運営について、保護者の意見を取り入れながら、移管前の保育方針、保育内容等の継承に努め、過度に変わることはないように配慮すること。また、関係諸法令を遵守し、市の助言を尊重すること。

移管後1年目の保育所運営について（保育の実施時間と休園日については移管後5年目まで）、次の条件を下回らないこと。ただし、次の条件を下回ることについては、三者協議会または保護者との話し合いで了承された場合のみ、変更できることとする。

項目	内容
保育の実施時間	午前7時15分から午後7時15分まで ①保育短時間：午前8時30分から午後4時30分まで ②保育標準時間：午前7時15分から午後6時15分まで ※①、②ともに、延長保育を行うこと
休園日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とすること
定員及び受入れ年齢	130名を基本とすること 移管前保育所入所児童すべてを受入可能な定員設定とし、市と協議して決定すること 0歳児（生後3ヶ月）から5歳児までを受け入れること
職員配置	①施設長 ・社会福祉事業に従事した経験を2年以上有すること （経験年数は、平成31年4月1日を基準日とします。以下同じ。） ・児童福祉事業に関する知識を有し、施設を適切に運営できること ・専任であること ②主任保育士 ・保育所又は認定こども園（以下、「保育所等」という。）において、10年以上の保育経験を有する常勤職員であること ③保育士（施設長、主任保育士除く） ・保育所等において、5年以上の保育経験を有する者を複数配置すること ・保育士の半数以上は、保育所等において、3年以上の保育経験を有すること ④看護師 ・看護師の配置に努めること ⑤調理員 ・定員に応じて必要な調理員を配置すること ※調理委託業者の調理員でも可 ⑥その他 ・移管後、必要に応じて、市の保育士等派遣の受入に応じること
給食	自園調理を実施すること アレルギー食に対応するとともに積極的に食育を推進するよう努めること 給食設備をはじめ、施設の衛生管理を徹底すること
特別支援保育	特別な支援を要する児童に対する適切な保育を実施し、当該児童の福祉増進を図ること 移管前保育所に入所している特別な支援を要する児童すべてを

	受け入れること
職員研修	職員の資質向上のため、職員研修計画を作成し、研修等に積極的に参加させること
保護者負担金	特別保育の利用料その他市が認める実費以外の負担を保護者に求めないこと 延長保育の利用料については、移管前の利用料と変えないこと やむを得ず、実費徴収が必要となる場合は、事前に市と協議の上、保護者に十分な説明をすること 必要以上に保護者の負担が大きくなることは避けること
要望及び苦情への対応	保護者とのコミュニケーションを図り、要望等について誠意を持って対応すること 苦情受付担当者、苦情解決責任者、複数の第三者委員を置き、苦情解決の体制を整備すること
地域との交流等	地域との交流を図り、地域に開かれた保育所運営に努めること
保育所名	保育所名の決定に際しては、保護者の意向を最大限尊重するように努めること
年間行事等の継承	年間行事等は可能な限り継承すること
三者協議会	保護者、移管先及び市からなる三者協議会を協定締結後に構成し、当面の間（移管後少なくとも1年間）は、保育内容や運営等について調整協議していくこと
合同保育	移管前、三者協議会で決定した期間に合同保育を行うこと 合同保育の期間に、移管後保育所に勤務予定の職員（施設長、保育士、調理員等）を派遣すること なお、この場合の派遣にかかる費用は、移管先の負担とする
職員の雇用	移管前保育所に勤務する職員で、引き続き移管後保育所にて、就労することを希望する者についてはできるかぎり雇用に努めること

#### 4 申込資格

法令、条例・規則等を遵守し、自ら安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる社会福祉法人又は学校法人で、平成29年11月1日時点で、三重県内に認可保育所又は認定こども園を設置しており、少なくとも一つの施設において3年以上の運営実績を有する法人であること。また、その法人及びその代表者が次に掲げる事項に該当しない者。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により市における一般競争入札の参加を制限されている者
- (4) 国税及び地方税を滞納している者
- (5) 会社更生法第30条又は民事再生法第21条の規定による手続をしている者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある法人
- (7) 業務を円滑に遂行するための安定かつ健全な財務能力を有しない者
- (8) 施設説明会に参加しない者

## 5 募集要項の配布期間

- (1) 配布期間 平成 29 年 12 月 1 日（金）から 12 月 22 日（金）まで  
※ただし、土曜日・日、祝日は除きます。
- (2) 配布時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (3) 配布場所 伊勢市健康福祉部 こども課  
※募集要項は伊勢市ホームページからもダウンロードできます。

## 6 応募申請書類

次に掲げる書類を 10 部（正 1 部、写 9 部）、次に定める順番に綴じて、応募申請書類の受付期間内に提出してください。

- (1) 伊勢市立大世古保育所移管先選定にかかる応募申請書兼誓約書（様式 1）
- (2) 事業計画書（様式 2）
- (3) 施設長予定者の履歴書（様式 3）
- (4) 施設説明会参加申込書（様式 4）
- (5) 法人の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (6) 法人の登記簿謄本または登記事項証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの）
- (7) 法人の印鑑証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの）
- (8) 法人の直近 3 年分の、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書、市区町村民税の滞納がないことの証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの）
- (9) 法人の直近 3 年分の財務諸表（貸借対照表・損益計算書・収支計算書・財産目録等）
- (10) 預金残高証明書（直近のもの）
- (11) 直近 2 回分の法人に対する所管庁の監査結果通知書
- (12) 現在運営する保育所等の概要（パンフレットなど）

## 7 施設説明会

施設説明会は申込法人ごとに個別に行いますが、申請予定者は必ず参加してください。

- (1) 申込方法 施設説明会参加申込書（様式 4）に必要事項を記入のうえ、12 月 22 日（金）午後 5 時 15 分までに伊勢市健康福祉部こども課宛に電子メール又は FAX、持参のいずれかでお申込みください。なお、電子メール又は FAX による場合は、送信未達を防ぐため、事前に電話にて連絡をお願いします。
- (2) 開催場所 伊勢市立大世古保育所
- (3) 開催日時 開催日時については、施設説明会参加申込書（様式 4）受付後に、個別に調整させていただきます。

※ 参加申込書は伊勢市ホームページからダウンロードできます。

※ 各法人 3 名までとさせていただきます。

## 8 質問書の受付

募集要項その他配布資料に関する質問を以下のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 平成29年12月4日（月）午前8時30分から  
平成29年12月22日（金）午後5時15分まで
- (2) 受付方法 移管先募集に関する質問書（様式5）に記入のうえ、伊勢市健康福祉部  
子ども課まで電子メール又はFAXで送付していただくか、持参してくださ  
い。なお、電子メール又はFAXによる場合は、送信未達を防ぐため、事前  
に電話にて連絡をお願いします。  
※ 電話、口頭等による質問は一切受け付けいたしません。  
※ 質問受付期間終了後は質問の受け付けをいたしません。
- (3) 質問書の回答  
施設説明会に参加した全法人へ回答いたします。（平成30年1月5日（金）回答予定）

## 9 応募申請書類の受付期間

- (1) 受付期間 平成30年1月9日（火）から1月22日（月）まで  
※ただし、土・日曜日、祝日は除きます。
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 受付方法 伊勢市健康福祉部子ども課へ持参にて提出してください。

## 10 留意事項

- (1) 費用の負担 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (2) 虚偽の記載等をした場合  
応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合や不正な行為があった場合  
失格とします。
- (3) 提出書類 提出された書類は返却しませんのでご了承ください。
- (4) 応募の辞退 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出してください。

## 11 選定方法及び選定基準

- (1) 選定方法  
市が設置する選定委員会において審査を行い、この審査結果を踏まえて、市長が移管  
先の決定を行うこととします。
  - (ア) 書類審査
    - ① 提出された応募書類について、選定委員会委員が審査を行います。
  - (イ) プレゼンテーションによる審査
    - ① 公開によるプレゼンテーション方式による選考とし、選定委員会委員が審査を行  
います。
    - ② プレゼンテーションの持ち時間は20分以内とし、提出された事業計画等に基づき  
説明してください。

- ③ 口頭による説明の外、VTRやパソコン等の機材を使用しての説明が可能です。ただし、機器等は応募者で準備するものに限り、電源及びスクリーンは確保しますが、機材を使用する場合は準備の都合上事前にお申し出ください。
- ④ プレゼンテーション終了後、選定委員会委員からの質疑応答の時間を取らせていただきます。
- ⑤ プレゼンテーションの際、応募の時に提出した資料以外に、別途説明資料がある場合は、プレゼンテーションの当日に10部用意してください。

## (2) 選定基準

審査における選定基準は次の評価項目のとおりとします。

ただし、審査において、実際に使用する評価項目等については、後日選定委員会で定めるものとします。そのため、次の評価項目が実際には評価の対象とならない場合や、掲げられていない評価項目が評価の対象となる場合があります。

## (3) 評価項目

### (ア) 運営理念

応募理由、運営方針

### (イ) 職員配置

施設長・保育士、人材確保策、人材育成、看護師・その他の職員の配置

### (ウ) 保育内容

保育の実施時間・定員、保育の質の向上、給食、安全面・衛生面、児童の健康管理、保護者負担金、保護者（会）との連携、地域との交流、園行事、保護者支援・家庭支援、危機管理、虐待防止

### (エ) 特別保育

特別支援保育、延長保育

### (オ) 苦情解決

要望及び苦情への対応

### (カ) 施設整備

施設の整備時期・場所

### (キ) 引継

合同保育、環境変化の軽減、三者協議会、職員の雇用

### (ク) 経理状況

安定した運営、資金計画

## (4) 決定方法

選定委員ごとに、評価項目の採点の合計点によって順位を付け、その順位を順位点〔注〕として付与します。評価項目の採点の合計点が同点の場合は、同点の応募者すべてを同順位として、その順位点を付与します。順位点の合計が最も低い応募者を移管先候補者と決定します。

順位点の合計が同点の場合、評価項目の採点の合計点が高い応募者を移管先候補者とします。さらに同点の場合は、選定委員会による多数決（同数のときは、委員長の決するところによる）により決定します。

ただし、選定委員ごとの評価項目の採点の合計点のうち最高点及び最低点を除いた採点総計がその70%に満たない場合は失格となります。

〔注〕順位点は、採点の合計点の高い順に、1位 1ポイント、2位 2ポイント、3位 3ポイント（4位以降同様）を設定します。

## **12 選定結果のお知らせ**

選定の結果は、全応募者へ3月上旬頃（予定）に郵送にて通知します。

## **13 協定の締結について**

伊勢市と移管先は、伊勢市議会において、伊勢市立保育所条例改正案（伊勢市立大世古保育所の廃止）が議決された場合に協定を締結することとします。



#### 14 当面のスケジュール

時期	内容
H29. 12. 1(金)～H29. 12. 22(金)	募集要項配布期間
H29. 12. 22(金)	施設説明会参加申込書締切
H29. 12. 4(月)～H29. 12. 22(金)	質問書の受付期間
H30. 1. 5(金)	質問書の回答(予定)
H30. 1. 9(火)～H30. 1. 22(月)	応募申請書類受付期間
H30. 2 中旬	プレゼンテーション
H30. 2 下旬	移管先候補者決定
H30. 3 下旬	協定の締結
H30. 4	市・移管先・保護者による三者協議開始
H31. 4. 1	移管施行日

#### 問合せ先

伊勢市健康福祉部こども課 担当 須川・奥野

住所 〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号

電話 0596-21-5632 FAX 0596-21-5555

E-Mail kodomo@city.ise.mie.jp

伊勢市立御菌第二保育園  
移管先募集要項

平成29年12月

三重県伊勢市健康福祉部

## 伊勢市立御菌第二保育園移管先募集要項

平成 26 年 12 月に策定した「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」に基づき、伊勢市立御菌第二保育園の移管先を次のとおり募集します。

### 1 施設の概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 施設の名称 | 伊勢市立御菌第二保育園   |
| (2) 所在地   | 伊勢市御菌町高向 731  |
| (3) 建物構造等 |   |
| ア 完成年月    | 昭和 48 年 3 月   |
| イ 敷地面積    | 2,285 m <sup>2</sup> (内、198 m <sup>2</sup> は借地)         |
| ウ 建物面積    | 建築面積 578.32 m <sup>2</sup> 延床面積 1,049.95 m <sup>2</sup> |
| エ 構造      | 鉄筋コンクリート造 2階建   |

### 2 移管条件

- (1) 移管年月日は平成 31 年 4 月 1 日とし、移管年月日に事業開始できるよう保育所の認可を受けることとします。認可が受けられない場合は、契約を解除します。
- (2) 建物は無償譲渡とし、保育以外の用途に使用することを禁止します。
- (3) 建物について、次の場合は市に協議することとします。
  - ア 保育所を廃止するとき
  - イ 大規模改修または無償貸付する土地に増改築をするとき
  - ウ 建物（設備・備品付帯工作物含み）を貸付けするとき
  - エ 備品付帯工作物を廃棄・撤去するとき
- (4) 土地は無償貸付としますが、次の場合は契約を解除します。ただし、一部の借地については、別途土地所有者と協議が必要になります。
  - ア 保育以外の用途に供したとき
  - イ 市の承諾を得ずに土地の形状・形質を変更したとき
  - ウ 土地を転貸したとき
  - エ 市の承諾を得ずに土地上の建物の増改築を行ったとき
  - オ 市の承諾を得ずに土地上の建物の抵当権の設定を行ったとき
  - カ 契約を継続しがたい重大な背信行為があったとき
- (5) 現在使用している保育所備品については、市と協議の上、無償譲渡を受けることも可能です。
- (6) 現在の保育所が伊勢市の指定避難所であるため、移管後、伊勢市の要請があれば、指定避難所の指定を受けること。

	受け入れること
職員研修	職員の資質向上のため、職員研修計画を作成し、研修等に積極的に参加させること
保護者負担金	特別保育の利用料その他市が認める実費以外の負担を保護者に求めないこと 延長保育の利用料については、移管前の利用料と変えないこと やむを得ず、実費徴収が必要となる場合は、事前に市と協議の上、保護者に十分な説明をすること 必要以上に保護者の負担が大きくなることは避けること
要望及び苦情への対応	保護者とのコミュニケーションを図り、要望等について誠意を持って対応すること 苦情受付担当者、苦情解決責任者、複数の第三者委員を置き、苦情解決の体制を整備すること
地域との交流等	地域との交流を図り、地域に開かれた保育所運営に努めること
保育所名	保育所名の決定に際しては、保護者の意向を最大限尊重するように努めること
年間行事等の継承	年間行事等は可能な限り継承すること
三者協議会	保護者、移管先及び市からなる三者協議会を協定締結後に構成し、当面の間（移管後少なくとも1年間）は、保育内容や運営等について調整協議していくこと
合同保育	移管前、三者協議会で決定した期間に合同保育を行うこと 合同保育の期間に、移管後保育所に勤務予定の職員（施設長、保育士、調理員等）を派遣すること なお、この場合の派遣にかかる費用は、移管先の負担とする
職員の雇用	移管前保育所に勤務する職員で、引き続き移管後保育所にて、就労することを希望する者についてはできるかぎり雇用に努めること

#### 4 申込資格

法令、条例・規則等を遵守し、自ら安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる社会福祉法人又は学校法人で、平成29年11月1日時点で、三重県内に認可保育所又は認定こども園を設置しており、少なくとも一つの施設において3年以上の運営実績を有する法人であること。また、その法人及びその代表者が次に掲げる事項に該当しない者。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により市における一般競争入札の参加を制限されている者
- (4) 国税及び地方税を滞納している者
- (5) 会社更生法第30条又は民事再生法第21条の規定による手続をしている者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある法人
- (7) 業務を円滑に遂行するための安定かつ健全な財務能力を有しない者
- (8) 施設説明会に参加しない者

### 3 保育内容

移管後の保育所運営について、保護者の意見を取り入れながら、移管前の保育方針、保育内容等の継承に努め、過度に変わることはないように配慮すること。また、関係諸法令を遵守し、市の助言を尊重すること。

移管後1年目の保育所運営について（保育の実施時間と休園日については移管後5年目まで）、次の条件を下回らないこと。ただし、次の条件を下回ることについては、三者協議会または保護者との話し合いで了承された場合のみ、変更できることとする。

項目	内容
保育の実施時間	午前7時30分から午後6時00分まで ①保育短時間：午前8時30分から午後4時30分まで ②保育標準時間：午前7時30分から午後6時00分まで ※①について、延長保育を行うこと
休園日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とすること
定員及び受入れ年齢	90名を基本とすること 移管前保育所入所児童すべてを受入可能な定員設定とし、市と協議して決定すること 0歳児（生後3ヶ月）から5歳児までを受け入れること
職員配置	①施設長 ・社会福祉事業に従事した経験を2年以上有すること （経験年数は、平成31年4月1日を基準日とします。以下同じ。） ・児童福祉事業に関する知識を有し、施設を適切に運営できること ・専任であること ②主任保育士 ・保育所又は認定こども園（以下、「保育所等」という。）において、10年以上の保育経験を有する常勤職員であること ③保育士（施設長、主任保育士除く） ・保育所等において、5年以上の保育経験を有する者を複数配置すること ・保育士の半数以上は、保育所等において、3年以上の保育経験を有すること ④看護師 ・看護師の配置に努めること ⑤調理員 ・定員に応じて必要な調理員を配置すること ※調理委託業者の調理員でも可 ⑥その他 ・移管後、必要に応じて、市の保育士等派遣の受入に応じること
給食	自園調理を実施すること アレルギー食に対応するとともに積極的に食育を推進するよう努めること 給食設備をはじめ、施設の衛生管理を徹底すること
特別支援保育	特別な支援を要する児童に対する適切な保育を実施し、当該児童の福祉増進を図ること 移管前保育所に入所している特別な支援を要する児童すべてを

## 5 募集要項の配布期間

- (1) 配布期間 平成 29 年 12 月 1 日 (金) から 12 月 22 日 (金) まで  
※ただし、土曜日・日、祝日は除きます。
- (2) 配布時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (3) 配布場所 伊勢市健康福祉部 こども課  
※募集要項は伊勢市ホームページからもダウンロードできます。

## 6 応募申請書類

次に掲げる書類を 10 部 (正 1 部、写 9 部)、次に定める順番に綴じて、応募申請書類の受付期間内に提出してください。

- (1) 伊勢市立御菌第二保育園移管先選定にかかる応募申請書兼誓約書 (様式 1)
- (2) 事業計画書 (様式 2)
- (3) 施設長予定者の履歴書 (様式 3)
- (4) 施設説明会参加申込書 (様式 4)
- (5) 法人の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (6) 法人の登記簿謄本または登記事項証明書 (発行日から 3 ヶ月以内のもの)
- (7) 法人の印鑑証明書 (発行日から 3 ヶ月以内のもの)
- (8) 法人の直近 3 年分の、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書、市区町村民税の滞納がないことの証明書 (発行日から 3 ヶ月以内のもの)
- (9) 法人の直近 3 年分の財務諸表 (貸借対照表・損益計算書・収支計算書・財産目録等)
- (10) 預金残高証明書 (直近のもの)
- (11) 直近 2 回分の法人に対する所管庁の監査結果通知書
- (12) 現在運営する保育所等の概要 (パンフレットなど)

## 7 施設説明会

施設説明会は申込法人ごとに個別に行いますが、申請予定者は必ず参加してください。

- (1) 申込方法 施設説明会参加申込書 (様式 4) に必要事項を記入のうえ、12 月 22 日 (金) 午後 5 時 15 分までに伊勢市健康福祉部こども課宛に電子メール又は FAX、持参のいずれかでお申込みください。なお、電子メール又は FAX による場合は、送信未達を防ぐため、事前に電話にて連絡をお願いします。
- (2) 開催場所 伊勢市立御菌第二保育園
- (3) 開催日時 開催日時については、施設説明会参加申込書 (様式 4) 受付後に、個別に調整させていただきます。

※ 参加申込書は伊勢市ホームページからダウンロードできます。

※ 各法人 3 名までとさせていただきます。

## 8 質問書の受付

募集要項その他配布資料に関する質問を以下のとおり受付けます。

- (1) 受付期間 平成29年12月4日（月）午前8時30分から  
平成29年12月22日（金）午後5時15分まで
- (2) 受付方法 移管先募集に関する質問書（様式5）に記入のうえ、伊勢市健康福祉部  
こども課まで電子メール又はFAXで送付していただくか、持参してください。  
なお、電子メール又はFAXによる場合は、送信未達を防ぐため、事前に電話にて連絡をお願いします。  
※ 電話、口頭等による質問は一切受付けいたしません。  
※ 質問受付期間終了後は質問の受付けをいたしません。
- (3) 質問書の回答  
施設説明会に参加した全法人へ回答いたします。（平成30年1月5日（金）回答予定）

## 9 応募申請書類の受付期間

- (1) 受付期間 平成30年1月9日（火）から1月22日（月）まで  
※ただし、土・日曜日、祝日は除きます。
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 受付方法 伊勢市健康福祉部こども課へ持参にて提出してください。

## 10 留意事項

- (1) 費用の負担 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (2) 虚偽の記載等をした場合  
応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合や不正な行為があった場合失格とします。
- (3) 提出書類 提出された書類は返却しませんのでご了承ください。
- (4) 応募の辞退 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出してください。

## 11 選定方法及び選定基準

- (1) 選定方法  
市が設置する選定委員会において審査を行い、この審査結果を踏まえて、市長が移管先の決定を行うこととします。  
(ア) 書類審査  
① 提出された応募書類について、選定委員会委員が審査を行います。  
(イ) プレゼンテーションによる審査  
① 公開によるプレゼンテーション方式による選考とし、選定委員会委員が審査を行います。  
② プレゼンテーションの持ち時間は20分以内とし、提出された事業計画等に基づき説明してください。

- ③ 口頭による説明の外、VTRやパソコン等の機材を使用しての説明が可能です。ただし、機器等は応募者で準備するものに限り、電源及びスクリーンは確保しますが、機材を使用する場合は準備の都合上事前にお申し出ください。
- ④ プレゼンテーション終了後、選定委員会委員からの質疑応答の時間を取らせていただきます。
- ⑤ プレゼンテーションの際、応募の時に提出した資料以外に、別途説明資料がある場合は、プレゼンテーションの当日に10部用意してください。

## (2) 選定基準

審査における選定基準は次の評価項目のとおりとします。

ただし、審査において、実際に使用する評価項目等については、後日選定委員会で定めるものとします。そのため、次の評価項目が実際には評価の対象とならない場合や、掲げられていない評価項目が評価の対象となる場合があります。

## (3) 評価項目

### (ア) 運営理念

応募理由、運営方針

### (イ) 職員配置

施設長・保育士、人材確保策、人材育成、看護師・その他の職員の配置

### (ウ) 保育内容

保育の実施時間・定員、保育の質の向上、給食、安全面・衛生面、児童の健康管理、保護者負担金、保護者（会）との連携、地域との交流、園行事、保護者支援・家庭支援、危機管理、虐待防止

### (エ) 特別保育

特別支援保育、延長保育

### (オ) 苦情解決

要望及び苦情への対応

### (カ) 施設整備

施設の整備時期・場所

### (キ) 引継

合同保育、環境変化の軽減、三者協議会、職員の雇用

### (ク) 経理状況

安定した運営、資金計画

## (4) 決定方法

選定委員ごとに、評価項目の採点の合計点によって順位を付け、その順位を順位点〔注〕として付与します。評価項目の採点の合計点と同点の場合は、同点の応募者すべてを同順位として、その順位点を付与します。順位点の合計が最も低い応募者を移管先候補者と決定します。



順位点の合計が同点の場合、評価項目の採点の合計点が高い応募者を移管先候補者とします。さらに同点の場合は、選定委員会による多数決（同数のときは、委員長の決するところによる）により決定します。

ただし、選定委員ごとの評価項目の採点の合計点のうち最高点及び最低点を除いた採点総計がその70%に満たない場合は失格となります。

〔注〕順位点は、採点の合計点の高い順に、1位 1ポイント、2位 2ポイント、3位 3ポイント（4位以降同様）を設定します。

## **12 選定結果のお知らせ**

選定の結果は、全応募者へ3月上旬頃（予定）に郵送にて通知します。

## **13 協定の締結について**

伊勢市と移管先は、伊勢市議会において、伊勢市立保育所条例改正案（伊勢市立御蔭第二保育園の廃止）が議決された場合に協定を締結することとします。

#### 14 当面のスケジュール

時期	内容
H29. 12. 1(金)～H29. 12. 22(金)	募集要項配布期間
H29. 12. 22(金)	施設説明会参加申込書締切
H29. 12. 4(月)～H29. 12. 22(金)	質問書の受付期間
H30. 1. 5(金)	質問書の回答（予定）
H30. 1. 9(火)～H30. 1. 22(月)	応募申請書類受付期間
H30. 2 中旬	プレゼンテーション
H30. 2 下旬	移管先候補者決定
H30. 3 下旬	協定の締結
H30. 4	市・移管先・保護者による三者協議開始
H31. 4. 1	移管施行日

#### 問合せ先

伊勢市健康福祉部こども課 担当 須川・奥野  
 住所 〒516-8601 伊勢市岩淵1丁目7番29号  
 電話 0596-21-5632 FAX 0596-21-5555  
 E-Mail kodomo@city.ise.mie.jp